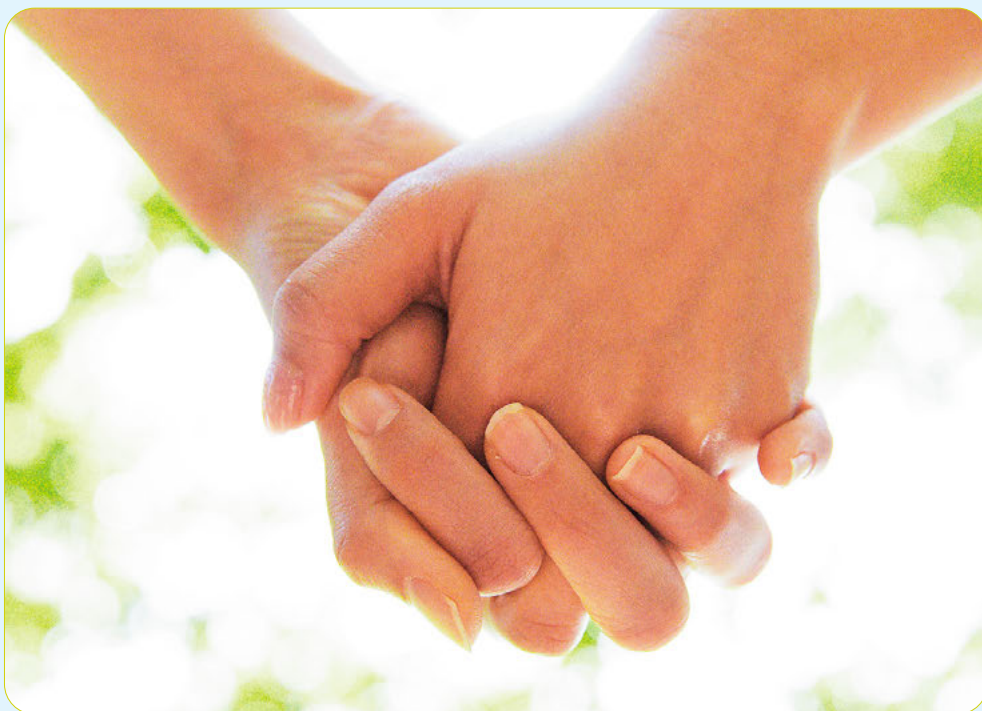


分野別ビジョン

みんなとつながる共生のまち



分野別ビジョン

「みんなとつながる共生のまち」を通して実現する幸せ

「第5次総合計画」において推進してきた多様な主体との協働によるまちづくりをさらに進め、地域の課題解決のため、地域・事業所・教育機関等と連携した共創によるまちづくりを推進します。また、2020年東京大会の経験を活かしながら、多様性や個性を認め合い、多くの住民がつながり支えあう共生社会の実現をめざします。

| 分野別ビジョン みよしウェルビーイング指標 | 現状値 [令和4年度] | 前期目標値 [令和9年度] | 後期目標値 [令和13年度] |
|---|----------------|------------------|-------------------|
| 三芳町に愛着を感じている割合 (住民意識調査) | 67.8 % | 73.0 % | 79.0 % |
| 町内における役割や貢献できる 活動的な一員だと思う割合 (住民意識調査) | 49.0 (偏差値) | 51.0 (偏差値) | 51.4 (偏差値) |

目標

多様な主体と連携し、地域の課題解決策の検討を行い、実践的な取組を展開することにより、新たなまちの魅力や地域の価値をともに創り上げます。

町の現状と課題

- ① 「第5次総合計画」では、人々がともに支えあい、いきがいと誇りを持ち、輝けるまちづくりとして「協働のまちづくり」の深化に取り組んできましたが、地域活動を担う人材の高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大といった社会的要因により、コミュニティの形成に必要な地域活動の停滞を余儀なくされました。地域課題の解決方法とまちづくりの担い手不足という課題解決に向けて、さらなる多様な主体との連携が求められています。
- ② 多様な主体が連携し、さまざまな分野でまちづくりの主体を創出するためには、自由に意見を出すことができるプラットフォームの構築が必要です。創造性豊かな政策立案や持続可能な実施体制の構築が求められています。
- ③ 町内には14の行政連絡区があり、地域コミュニティの核となって地域に根差した活動が行われています。しかしながら、行政連絡区や自治会等の地域コミュニティへの参加率が低下しており、若い世代をはじめとして、コミュニティへの参加意識が薄れています。住民が地域に愛着をもち、それぞれの地区の特性に合わせた魅力あるまちづくりを推進することが求められています。
- ④ コミュニティ活動の拠点である集会所は、多様な住民の交流や連携等、重要な役割を担っています。長く安全に活用するための適切な維持管理を進めるとともに、現状に合わせた集会所のあり方を検討する必要があります。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



| 指標種別 | 項目 | 現状値 [令和4年度] | 前期目標値 [令和9年度] |
|------|-------------------------------------|----------------|------------------|
| 政策指標 | 町の計画策定や事業の実施等への住民参加の満足度 (住民意識調査) | 14.7 % | 20.0 % |
| | 住民の主体的なまちづくり活動への支援の満足度 (住民意識調査) | 13.3 % | 18.0 % |
| 施策指標 | 共創のまちづくり団体・事業所等連携数 | - | 20 団体 |
| | 行政連絡区世帯加入率 | 52.0 % | 53.8 % |
| | 「わが街ポータルみよし」への投稿数 | 41 件 | 900 件 |

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 1-1

「多様な主体等との連携による共創のまちづくり」

1-1-1 共創による持続可能なまちづくりの推進……………【政策推進室/自治安心課/各課】

産官学金労言士(師)*と連携しながらともにまちの課題解決を図り、持続可能なまちを構築するため、オープンイノベーション*を促進し、新たな価値を創造していくための基盤の構築を図り、共創によるまちづくりを推進します。

1-1-2 住民参画を促進するまちづくりの推進……………【政策推進室/秘書広報室/自治安心課】

まちづくりに取り組む団体、地域コミュニティ、事業所や大学等と連携し、まちづくりに関わってみたいという意欲を応援し、新たな担い手の発掘、住民参加の機会の拡充等、行政の各分野で入口の整備を図って、まちづくり意欲の醸成に努めます。

また、すでに活躍しているNPO*法人等が相互につながりあう機会を創出して、住民主体によるまちづくり活動を促進します。

パブリック・コメント*やまちづくり懇話会、みよしmachi JAM*や事業所訪問等、まちづくりに対する意見聴取を積極的に行い、住民の意見を町政へ反映させます。

1-1-3 多様な主体がつながる体制の構築……………【政策推進室】

住民と町のパートナーシップにより培われた協働のまちづくりを活かし、多様な主体がつながりあうまちづくりの方向性を示す「(仮称)共創のまちづくり条例」を策定します。また、多様な主体が連携し、さまざまな分野でまちづくりの主体を創出する共創プラットフォームを構築し、創造性豊かな政策立案や持続可能な実施体制のもと、共創のまちづくりを推進します。



施策 1-2

「地域コミュニティの充実」

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

1-2-1 多様な主体との連携によるコミュニティの活性化……【秘書広報室/自治安心課】

大学や事業所、NPO法人や行政連絡区等、多様な主体と連携した事業を推進し、地域コミュニティの活性化を図ります。また、町内事業所や住民からの情報発信ツールとして「わが街ポータルみよし※」の活用を推進し、コミュニティの活性化を図ります。

1-2-2 行政連絡区制度の充実……【秘書広報室/自治安心課】

コミュニティ活動における地域単位となる行政連絡区の円滑な事業の推進や持続を図るため、次世代の後継者が参加しやすい環境づくりに努めます。また、区長会と連携して行政連絡区活動の現状把握に努めるとともに、住民と行政が相互に発信できるような情報基盤を整え、制度の充実を図ります。また、「わが街ポータルみよし」を活用した回覧板機能について研究します。

1-2-3 コミュニティ活動拠点の適正なマネジメント……【施設マネジメント課/自治安心課】

コミュニティ活動の拠点となる集会所については、「公共施設マネジメント基本計画※」に基づき、行政連絡区の意見を聞きながら、コミュニティ活動や地域防災の実情に合わせた適正な配置を検討し、機能の集約化と更新を計画的に進めます。また、施設を長く安全に使用していくため、その機能の適切な維持管理に努めます。さらに、他の公共施設を地域コミュニティ活動の場として有効活用し、住民の多様な交流を促します。

1-2-4 コミュニティ活動による自治意識の醸成……【自治安心課】

コミュニティ活動の活性化を支援し、自治意識の醸成や行政連絡区加入率の維持向上に努めます。また、住民と行政の協働による地域交流活動の活性化、多世代や多様な分野におけるさらなる交流促進を図ります。

目標

人権意識の高揚を図るとともに、共生社会の実現をめざします。

町の現状と課題

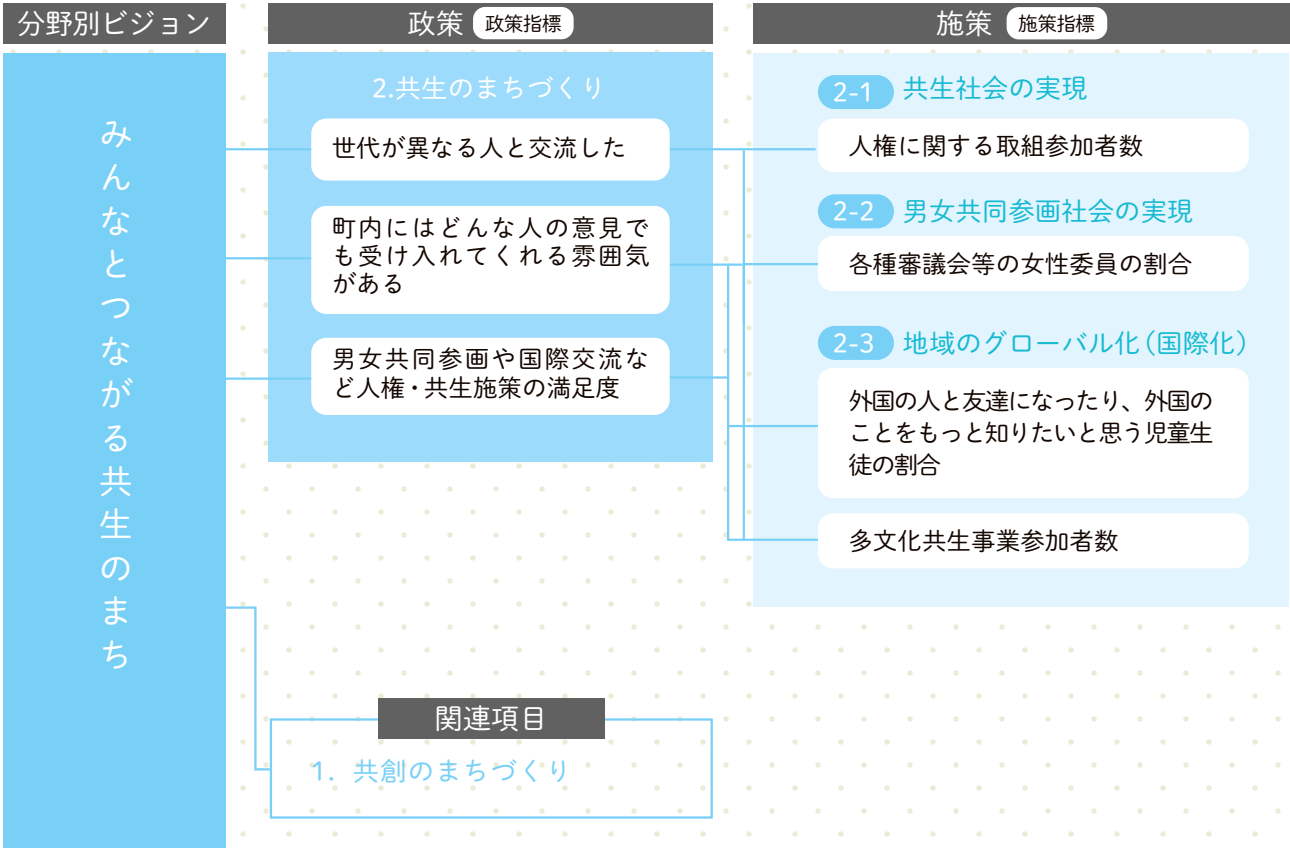
- ① 住民一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いを尊重し合いながら共生社会の実現に向けた啓発や教育を推進してきました。今後も関係機関との連携を強化し、人権意識の高揚を図る必要があります。
- ② 誰もが気軽に芸術文化に触れる環境づくりが求められており、障がい者の個性と能力を発揮できる機会の促進を図る必要があります。
- ③ 2020年東京大会において、マレーシアの共生社会ホストタウンに認定され「誰一人取り残さない社会の実現」の認識が高まりました。その遺産(レガシー)を継続し、スポーツ分野、芸術文化分野においても、誰もが参加できる事業展開を行う必要があります。
- ④ 「みよし男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざしてさまざまな取組を行ってきました。今後も男女ともに家庭生活や仕事、地域活動を両立しやすい環境整備等が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力(DV)の増加・深刻化の懸念等、特に女性に対して大きな影響をもたらし、男女共同参画の重要性が一層高まっています。
- ⑤ グローバル社会の進展に対応する力をはぐくむとともに、姉妹都市等を通じて教育、芸術文化、産業等の幅広い分野にわたり交流事業を実施しています。住民の国際理解や国際感覚の醸成を図るため、NPO法人や民間団体等と協力して、より一層活発な国際交流活動が行われるように、引き続き関係機関との連携を強化していくことが求められています。
- ⑥ 在住外国人にとっても安心して住み続けることができるように、NPO法人と連携して生活情報の提供や専門相談窓口の開設等の暮らしの支援を実施してきました。これからも在住外国人が求めている必要な情報にアクセスできるように、ホームページ等で今まで以上にわかりやすく提供していくことが求められています。また、多文化への理解を深めていけるよう、互いにつながりをもてる取組が必要とされています。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



| 指標種別 | 項目 | 現状値 [令和4年度] | 前期目標値 [令和9年度] |
|------|--|--------------------------|--------------------------|
| 政策指標 | 世代が異なる人と交流した（住民意識調査） | 55.5（偏差値） | 57.3（偏差値） |
| | 町内には、どんな人の意見でも受け入れてくれる雰囲気がある（住民意識調査） | - | 50.0（偏差値） |
| | 男女共同参画や国際交流など人権・共生施策の満足度（住民意識調査） | 13.5 % | 16.0 % |
| 施策指標 | 人権に関する取組参加者数 | 4,360 人 | 4,500 人 |
| | 各種審議会等の女性委員の割合 | 31.4 % | 33.0 % |
| | 外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思う児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査） | 小学校 65.7 % 中学校 71.8 % | 小学校 75.0 % 中学校 80.0 % |
| | 多文化共生事業参加者数 | 119 人 | 150 人 |

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 2-1

「共生社会の実現」

2-1-1 人権教育・啓発、LGBTQ+^{*}の理解……………【総務課/学校教育課/社会教育課】

共生社会や人権のあり方について、多様な人々の存在を理解し、認めあうところをはぐくむため、人権教育・啓発推進事業を実施し、差別やいじめをしない・させないために自ら考え行動できる人の輪を広げます。

さまざまな人権に関わる問題に対して、児童生徒一人ひとりが自分の大切さを認めるとともに、他者のこころの痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性、意欲を育成します。

同和問題やLGBTQ+をはじめとしたさまざまな人権問題の解消に向け、広報みよしやホームページ等にて啓発を行います。また、人権擁護委員の協力のもと、人権啓発活動を推進します。

2-1-2 ともに生き・ともに支えるまちづくり……………【福祉課】

障がいの有無にかかわらず、どんな人でもお互いに敬意と創造力を持って支えあい、力を発揮し受け入れ、誰一人取り残さずに、ともに生きるまちをめざします。また、共生社会推進懇談会、あいサポート運動^{*}や「みよしWell-beingのまちづくり宣言」をはじめとして、さまざまな特性について理解するための取組を行い、啓発を推進します。

2-1-3 多様な人々の交流……………【文化・スポーツ推進課】

スポーツや芸術文化分野において、外国人や障害のある人等と多くの住民が交流する機会を創り、ともに活動していくことでコミュニティの醸成を図ります。また、東京2025デフリンピック^{*}において、マレーシアのホストタウンとなったことを契機に、スポーツ分野に限らず芸術文化分野においても海外のアーティスト等と連携し、共生社会の実現をめざします。

2-1-4 障がい者の芸術文化活動の推進……………【文化・スポーツ推進課/福祉課】

障がい者が芸術文化活動に参加しやすい環境を整え、個性と能力を発揮できる機会と共生社会の促進を図ります。



施策 2-2

「男女共同参画社会の実現」

2-2-1 男女共同参画の推進……………【総務課/各課】

誰もが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会のあらゆる分野の活動に参画し、誰もが個性と能力を十分に発揮できるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。また、DV等の困難な課題を抱える女性に対する相談・自立支援体制の整備を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、意識啓発や情報発信等、積極的な啓発活動を推進します。

2-2-2 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり……………【総務課/各課】

あらゆる分野における政策・方針決定過程の場へ、女性の参画を促進します。また、働く場において、誰もが働きやすい環境整備に向けて、多様な働き方等の情報提供と啓発に努めます。

施策 2-3

「地域のグローバル化(国際化)」

2-3-1 文化交流……………【秘書広報室/文化・スポーツ推進課/学校教育課/社会教育課】

姉妹都市との交流、国際親善大使等による他国との交流を継続・発展させ、新たな交流の機会づくり等未来のグローバルリーダー*の育成を推進し、国際パートナーシップの形成をめざします。

姉妹都市やホストタウン相手国と国際的な文化交流を継続し、芸術文化団体の派遣事業やオンラインを活用した交流事業に取り組みます。

地域における多文化共生について理解を深めることを目的に、地域の人々とともに取り組む文化交流事業を推進し、誰もが住みやすい共生のまちづくりをめざします。

2-3-2 外国人生活支援(情報の多言語化・社会参加促進・生活支援)…………… 【総務課/秘書広報室/社会教育課】

在住外国人に必要な情報の多言語化を促進し、住みやすいまちづくりを進めます。

地域に住む外国にルーツ*を持つ方が地域生活になじめるように、地域の支援者とのネットワークを活用した支援事業を実施し、多様な人々の社会参加の促進と、それを支援する人々の輪を広げます。

NPO法人「ふじみの国際交流センター」との協力体制をとり、在住外国人が地域で安心して生活できることを目的に多言語による相談を実施するとともに、ホームページに多言語による生活ガイドを掲載し外国人の生活支援を図ります。

